

インドネシアの食品安全に関する一般的規制(第 2 回) : 遺伝子工学、包装、表示及び広告

アジア/アグリ・フードニュースレター

2024 年 8 月 1 日号

執筆者:

[町田 憲昭](#)

n.machida@nishimura.com

[Made Grazia Valyana Ustriyana](#)

g.ustriyana@nishimura.com

[廣澤 太郎](#)

t.hirosawa@nishimura.com

[長岡 隼平](#)

j.nagaoka@nishimura.com

[Ikang Dharyanto](#)

i.dharyanto@nishimura.com

[Greita Anggraeni](#)

g.anggraeni@nishimura.com

[辻本 直規](#)

n.tsujimoto@nishimura.com

1. はじめに

インドネシアには食品安全を規制するいくつかの法律があります。前号の[ニュースレター](#)では、インドネシアの食品安全に適用される重要な法律を特定し、食品添加物、殺虫剤及び新規食品の規制についても議論しました。

「**インドネシアの食品安全に関する一般的規制**」に関する前号に続き、本号では、インドネシアにおける食品の製造、包装、表示及び広告の規制とともに、食品の遺伝子工学の規制に焦点を当てます。

2. ゲノム編集と遺伝子組み換え

インドネシアでは、遺伝子工学製品(「**GMP**」)に関する包括的な規制は(まだ)存在しませんが、遺伝子工学製品の生物学的安全性に関する 2005 年政令第 21 号(「**政令 21 号**」)が最も関連性が高い規制と言えます¹。

政令 21 号と併せて、雇用創出に関する 2022 年法律第 2 号を代行する政令の制定に関する 2023 年法律第 6 号によって最近改正された食品に関する 2012 年法律第 18 号(「**法律 18 号**」)によれば、「食品の遺伝子工学」とは、GMP²として知られる、遺伝子工学的プロセスに起因して生産された食品又は原材料、食品添加物若しくは他の材料を使用した食品を含む、優れた「食品」³を生産することができる新しい種類を獲得するために、ある生物学的種類から別の異なる又は類似の生物学的種類へ遺伝子を移転することを含むプロセス

¹ 法律 18 号に基づく「遺伝子工学食品」の基本規定に関する前号の[ニュースレター](#)をご参照ください。

² 法律 18 号第 1.33 条

³ 加工品か未加工品かを問わず、人により食品又は飲料として消費されることが企図されたものであって、食品添加物、食品原材料、並びに調理、食品又は飲料の準備、加工及び/若しくは製造に用いられるその他の材料を含む、農業、植林業、林業、漁業(perikanan)、畜産、水域(perairan)及び水(air)の製品で生物学的起源に由来するもの。なお、漁業(perikanan)、水域(perairan)及び水(air)について、法律 18 号において特段定義は置かれていないが、インドネシア語の一般的な意味としては、漁業(perikanan)製品は天然・養殖を問わず収穫される魚及び水産物を指し、水域(perairan)製品は藻やその他の水生植物等の水中環境内の生物的資源や生態系を指し、水(air)製品は食品や飲料に用いられる水及び水を原料とする消費財を指す。

とされています。

政令 21 号に基づき、GMP には次のようにいくつかの種類があります。

- a. 動物性 GMP、動物性製品 GMP、及びそれらの加工品
- b. 魚介類 GMP、魚介類製品 GMP、及びそれらの加工品
- c. 植物性 GMP、植物性製品 GMP、及びそれらの加工品
- d. 微生物 GMP、微生物製品 GMP、及びそれらの加工品

(1) GMP の要件

政令 21 号では、インドネシアでリリース⁴又は流通⁵される前に分析又は評価された国内外からの GMP は、適宜、環境安全性、食品及び GMP に関する安全性の条件を満たしていることを示す基本情報を付さなければならぬことを規定しています。

環境安全性の条件を満たしていることを示す基本情報は、とりわけ次の情報を含みます。

- a. 当該 GMP の説明(当該 GMP の性質及び当該 GMP がどのように開発されたかに関する包括的な情報を含む)及び用途
- b. 予想される遺伝的及び表現型の変化が検出可能である旨
- c. GMP の分類、生理学上及び複製上の明確なアイデンティティ
- d. 遺伝子の供給源として使用される生物に関する明確かつ包括的な記載
- e. 適用された遺伝子工学的方法が、科学的に説明責任を果たすことができる標準的手順に従っている旨
- f. 適用ある GMP 分子の特性に関する明確な記載
- g. GMP に変換された遺伝子の発現が安定している旨
- h. 逸脱の場合の廃棄方法

食品及び GMP の安全性に関する条件を満たしていることを示す基本的な情報には、とりわけ次のものが含まれます。

- a. 適用された遺伝子工学的方法が、科学的に説明責任を果たすことができる標準的な手順に従っている旨
- b. GMP の栄養成分が、類似の非 GMP の栄養成分に実質的に釣り合っている旨
- c. GMP におけるアレルギーを引き起こす毒性のある抗栄養素化合物の含有量が、類似の非 GMP の含有量に実質的に釣り合っている旨
- d. GMP 中の炭水化物、タンパク質、灰分、脂肪、繊維、アミノ酸、脂肪酸、ミネラル及びビタミンの含有量は、類似の非 GMP の含有量に実質的に釣り合っている旨

⁴ 「リリース」とは、ある GMP が必要な要件を満たしていると公的に認定されることを言います。

⁵ 「流通」には、取引のためのものか否か、商業目的によるものか否かを問わず、コモディティの一般向け配布に関する全ての活動が含まれます。

- e. 遺伝子に含まれるタンパク質がアレルギーを起こしていない旨
- f. 逸脱の場合の廃棄方法

(2) GMP の研究開発

政令 21 号に基づき、GMP の研究開発を実施する全ての者は、その活動が人の健康及び環境に及ぼす悪影響を回避及び/又は解決しなければならず、研究開発過程における GMP 分析は、実験室、限定された分析施設及び/又は限定された分析場において実施しなければなりません。

研究開発で生み出された GMP がリリース及び/又は流通されることが提案される前に、有効性試験を実施しなければならず、それは生物学的安全性の条件を満たしていなければなりません。

(3) 外国からの GMP の導入

外国から類似の GMP を初めて導入する者は、権限ある大臣(すなわち、環境大臣(「MOE」))又は権限ある非省政府機関(「Lembaga Pemerintahan Non Departemen」/「LPND」)の長官に申請書を提出しなければなりません。

GMP の導入の申請は、環境安全、食品安全及び/又は GMP 安全の条件が満たされていることを証明する文書を添付して行わなければなりません。

さらに外国からの GMP の導入については、上記の規定を満たす以外に、下記の資料によっても補完されなければなりません。

- a. 原産国における GMP の自由貿易証明書
- b. リスク分析が実施された全ての認可施設からのリスク分析及び取扱いに関する文書

(4) GMP の評価、リリース及び流通

政令 21 号に基づき、GMP がインドネシア領内においてリリース及び流通される前に、GMP の評価を実施しなければなりません。

評価は、申請者が MOE 又は権限ある LPND の長官に提出した提案書に基づき行うものとし、申請書を受領後、MOE 又は権限ある LPND の長官は、遅くとも 14 日以内に、GMP の生物学的安全性に関する勧告を MOE 又は遺伝子工学製品の生物学的安全性委員会(Komisi Keamanan Hayati Produk Rekayasa Genetik/「KKH⁶」)の長官に提出しなければなりません。

GMP の生物学的安全性の勧告を与える枠組みにおいて、MOE 又は権限ある LPND の長官は、評価のために KKH の委員を任命し、当該評価は、任命状の受領後 14 日以内に実施するとされています。

⁶ KKH は、MOE、及び GMP の生物学的安全性の方針を取り決め、これを決定し、この証明書を発行する権限を付与された LPND の長官に勧告を行う義務を負う委員会と定義されています。

評価が技術評価に関連する場合、KKH は、関連する技術文書を評価し、必要に応じて更なる分析を実施するために、GMP の生物学的安全性に関する技術チーム(「**TTKH**⁷」)を任命するとされています。技術文書の分析は、KKH から任命状を受領後 56 日以内に行うとされています。GMP の生物学的安全性の勧告の作成を補助するため、TTKH は KKH に対して、GMP に関する生物学的安全性の評価及び技術評価の結果を、当該各評価の完了から 7 日以内に提出します。

KKH は、技術的評価と分析の結果を受領後、遺伝子工学製品の生物学的安全性クリアランス庁(「**BKKH**⁸」)を通じて、15 日以内に、一般市民が 60 日間アクセス可能な場所で、分析の申請書を受領、プロセス及びその結果の要約を公表し、一般市民に意見を提出する機会を与えるとされています。

TTKH の評価及び一般市民からの意見(60 日以内にもし提出があれば)に基づき、KKH は以下についての勧告を出します。

- a. MOE に対する、環境安全性に関する勧告
- b. 関連する大臣又は LPND の長官に対する、食品及び/又は飼料の安全性に関する勧告

KKH は、TTKH の評価及び一般市民からの意見を踏まえて、関連する大臣に対して、生物学的安全性に関する勧告を発出します。

これらの評価プロセスを通過した GMP は、環境又は食品及び/若しくは飼料の安全性に関する KKH の勧告とともに、当該安全性に関する証明を KKH から受けることができます。

上記の KKH による勧告に基づき、関係する大臣又は LPND の長官は、環境又は食品及び/若しくは飼料の安全性に関する証明書を発行します。関係する大臣又は LPND の長官は、当該証明書及び KKH の勧告を用いて、GMP のリリース及び/又は流通に関する決定を下します。

KKH から生物学的安全性に関する勧告を受けた GMP のみが、インドネシア国内でリリース・流通可能となります。

3. 食品製造工程及び包装

インドネシア法の一般原則では、取引のために食料を生産する者は、栄養価の低下と原材料の浪費を防ぐ食品加工手続を適用することを要求されます。これらの食品加工手続は、食品の種類、業種及び食品生産規模に応じて段階的に実施されています。

食品の生産工程は、法律 18 号によって定められた食品衛生手続にも従わなければなりません。食品衛生手続は、食品を安全に消費できるようにし、食品の生産、貯蔵、輸送及び/又は流通の活動又はプロセスを通じ

⁷ TTKH は、KKH が GMP の生物学的安全性及び消費の価値に関する技術的評価及び分析を実施することを支援するために任命されたチームと定義されています。

⁸ BKKH は、KKH と利害関係者との間のコミュニケーション手段としての機能を有する KKH の手段と定義されています。

て、当該性質を維持するような方法で実施しなければなりません。

食品衛生手続の要件には、以下の全てのものが含まれます。

- a. フードサプライチェーンにおける食品安全を脅かすおそれのある物質の使用の回避
- b. 食品汚染物質⁹に関する要件の遵守
- c. フードサプライチェーンに応じた工程管理
- d. 原材料トレーサビリティシステムの実施
- e. 栄養成分の減少又は消失の防止

上記の要件に加えて、食品を生産する者は、食品の腐敗及び変質を防止し、食品を汚染から保護し、食品媒介病原体を除去することを目的とした食品包装要件も遵守しなければなりません¹⁰。

4. 食品表示

食品安全に関する 2019 年政令第 86 号(「**政令 86 号**」)に基づき、食品を包装する者は、汚染物質からの食品の保護及び適切な表示を目的とするプロトコル等を遵守しなければなりません。政令 86 号に基づき、「食品表示」は、食品包装上に記載され、記入され、貼付され又はその一部を構成する写真若しくは記載若しくはそれら双方の組合せ又は他の形状の、食品に関するあらゆる情報、と定義されています。前号の[ニュースレター](#)で簡単に説明したように、食品事業者は、このようなラベルが食品包装上にあること及び/又はその一部であることを確保しなければならず、ラベルは、インドネシア語、アラビア数字及びラテン文字を用いて記載又は印刷されなければなりません。

食品表示要件に関する更なる詳細は、食品表示及び広告に関する 1999 年政令第 69 号(「**政令 69 号**」)に基づき規定されており、又は、加工食品について具体的には、(a)加工食品表示に関する 2021 年 BPOM 長官規則第 20 号(「**BPOM 規則 20 号**」)及び直近では 2024 年 BPOM 長官規則第 6 号により改正された加工食品表示に関する 2018 年 BPOM 長官規則第 31 号、及び(b)加工食品表示に関する栄養価情報に関する 2021 年 BPOM 長官規則第 26 号(「**BPOM 規則 26 号**」)に基づき規定されています。

(1) フォーマットに関する要件

上記のとおり、ラベルの内容は、アラビア数字及びラテン文字を使用してインドネシア語で記載又は印刷するものとします。ラベルに記載される文字及び数字は、明瞭で読みやすいものであり、かつ、ラベルの表面積につり合ったものでなければなりません。ラベルの主要部分の文章を不明瞭にし得る写真、色彩及び/又は他の装飾の形態の背景の使用は禁止されています。

⁹ 政令 86 号(以下に定義)は、「食品汚染物質」とは、環境から、又は食品サプライチェーンにおけるプロセスの結果として生じる食品中の偶発的又は望ましくない物質を意味し、とりわけ、生物学的汚染物質、化学物質及び重金属汚染物質、マイコトキシン、放射性物質及びその他の化学汚染物質、農薬及び家畜用医薬品の残留物並びに人体の健康を破壊し、害し、又は危険にさらすおそれのあるその他の物質を含む、と定めています。

¹⁰ 一般規則に基づく食料包装基準の制定の概要に関する前号の[ニュースレター](#)をご参照ください。

加工食品¹¹に関しては、BPOM 規則 20 号は、ラベルの記載は、最小サイズ 1mm(Arial6 ポイント)の Arial 書体の小文字の「o」以上とし、製品名及び警告の情報は、最小でもサイズ 2mm で記載しなければならない、と具体的に規定しています。

(2) 原産国に関する要件

インドネシア国外から食品を輸入した場合は、外国製造者の名称及び住所に加え、輸入者の名称及び住所をラベル上に表示しなければなりません。

(3) 内容に関する要件

ラベルの主要部分には、少なくとも下記の情報を含み、整然と、かつ、容易に読める位置に明確に配置しなければなりません。この部分は、一般市民が容易に見ること、観察すること及び/又は読むことができる食品の包装の側面に配置しなければなりません。

a. 製品名

加工食品の製品名には、その食品の正確な性質及び/又は状態を含めなければなりません。さらに、ラベルには、商号も含めることができます。

b. 正味重量又は正味内容量

政令 69 号に基づき、販売する全ての食品には、下記の測定マークを表示しなければなりません。

- i. 液体食品については、内容量の測定値
- ii. 固形食品については、重量の測定値
- iii. 半固形又はどろどろした食品については、内容量又は重量の測定値

c. 食品の生産者又は輸入者の名称及び住所

国産食品については、生産者の名称及び住所を含めること。輸入食品については、輸入者の名称及び住所をラベルに表示しなければなりません。販売代理店が輸入者と異なる場合、販売代理店の名称及び住所も含めなければなりません。

上記に加えて、下記の情報をラベルに記載することが要求される場合があります。

d. 使用成分情報

この情報は、ビタミン、ミネラル及びその他の天然補助食品を除き、最も大きな割合を有する成分から順に、成分のリストとして含める必要があります。食品添加物を含む食品の表示には、一群の食品添加物を記載する必要があります。

e. 品質保持期限

品質保持期限の年月日を明記し、「*baik digunakan sebelum*」(賞味期限)という用語を前に付ける必要があります。

f. 栄養成分に関する情報

食品の栄養成分に関する下記のいずれかの情報は、食品のラベルに記載する必要があります。

- i. ビタミン、ミネラル及び/又はその他の栄養補助食品を含む旨

¹¹ 添加物の有無にかかわらず、一定の手段又は方法による加工から生じる食品又は飲料

ii. ビタミン、ミネラル及び/又はその他の種類の栄養を補給するために、食品の品質及び栄養の分野において有効な法律の規定に基づいて要求される情報

栄養表示に関するより詳しい内容は、下記「5. 栄養表示」に記載されています。

g. ハラール情報(該当する場合)

政令 69 号は、包装食品をインドネシアの領域内で取引するために生産又は輸入し、当該食品がイスラム教徒のために許容されることを宣言する者に対し、表示の正確性について責任を負わせるものとした上で、ラベルに当該情報又は「ハラール」という言葉を記載することを求め、それはラベルの分離不能な一部を構成するとしています¹²。

加工食品については、BPOM 規則 20 号は、加工食品のラベルには少なくとも下記の情報が含まれていなければならないと規定しています。

a. 製品名

b. 原材料及び食品添加物を含む使用材料のリスト

食品添加物については、(i)「*bahan tambahan pangan*」(食品添加物)という文言、(ii)該当する食品添加物の分類名、(iii)該当する食品添加物の種類名、及び(iv)加工食品に使用される食品添加物の最大量、の情報を表示ラベルに記載しなければなりません。

c. 正味重量又は正味内容量

d. 生産者又は輸入者の名称及び住所

e. ハラール情報(該当する場合)

インドネシアに輸入された小売取引用の加工食品については、ハラール認証を取得後、ラベルにハラール情報を記載することが義務付けられています。BPOM 規則 20 号の第 32 条(3)は、非ハラール食品(すなわち、非ハラール成分を含有する食品)がハラール認定要件から除外されることを明示的に確認しています。これは、インドネシアで販売・流通できることを意味します。

f. 製造年月日及びコード

g. 賞味期限

h. 販売ライセンス(*izin edar*)番号

i. 特定の食品の成分の原産地

特定の食品の成分の原産地に関する情報には、次のものが含まれます。

i. 動物由来又は植物由来の成分の原産地

動物由来又は植物由来の原材料には、動物又は植物の別と、その後に原材料の由来を表示する必要があります。

豚肉由来の原材料を含む加工食品には、「*mengandung babi*」(豚肉を含んでいる)という言葉と豚の絵を付した特別な表示を含めることが義務付けられています。

ii. 特殊な工程により製造された食品(遺伝子操作食品及び放射線照射食品を含みます。)

¹² この問題については、前号の[ニュースレター](#)もご参照ください。

加工食品が販売目的であり、「その他の食品」として加工される場合(具体的には、ある加工食品が別の加工食品の製造のために再度加工される場合)、ラベルには上記 a.、b.、d.、f.及び g.に関する情報を記載しなければなりません。更なる加工を伴う食品のラベルには、「小売販売用ではない」、「再包装用ではない」、「ホテル、レストラン及びケータリングニーズ用のみ」等の表示又は類似の意味の文を使用することにより、適切な免責事項の記載を含めなければなりません。

また、アルコール飲料及び乳製品に関するアレルギー及び警告に関する情報も、該当する場合には含めなければなりません。加工食品には、該当ある場合、栄養強調表示及び健康強調表示を含むものとし、また、ラベルに他の強調表示を含めることができます。また、ポリオール(多価アルコール)及び比較の強調表示を含む食品添加物についての特定の情報(例えば、ラベルが、栄養成分の質を「スペシャル」、「プレミアム」、「ゴールド」、「プラチナ」、「エクストラ」、「プラス(+）」、「アドバンスド」又はその他の類似の用語のような他の製品と比較する場合)には、アスタリスク(「*」)及び、当該情報が何らかの差異を生ずるか又は必要に応じて類似の製品と比較する説明を付さなければなりません。

(4) 必須の警告・勧告声明

政令 69 号で要求されている主な警告・勧告は以下のとおりです。

- a. 「放射線照射食品」(*Pangan Radiasi*)という用語を、放射線照射処理の対象となる食品のラベルに含めなければなりません。再照射が許可されない食品の場合は、「再照射をしないこと」という言葉も含めなければなりません。
- b. 「遺伝子組み換え食品」(*Pangan Rekayasa Genetika*)という用語を、遺伝子組み換えにより製造された食品のラベルに記載しなければなりません。

さらに、政令 69 号の第 38 条は、乳児、5 歳未満の子ども、妊娠中又は授乳中の母親、特別な食事療法をしている人、高齢者及び特定の疾病にかかっている人向けの加工食品のラベルに関する情報には、食品の人の健康への影響を含む、配分、使用方法及び/又はその他の必要な指示に関する情報を含めなければなりません。

(5) 違反・制裁

政令 86 号に関連する法律 18 号に基づき、ラベルに記載する食品安全品質の強調表示に従わない食品の取引は、禁止されています。さらに、表示要件に関しては、次の全ての行為は、違法行為とみなされることがあります¹³。

- a. ラベル上に記載する食品の安全性及び品質に関する強調表示に従わない食品の取引
- b. 販売食品のラベルの消去、取消し、被覆及び変更並びに賞味期限の再表示及び/又は交換
- c. ラベル上に虚偽又は誤解を招く情報及び陳述を記載すること

¹³ このような犯罪の行政責任又は刑事責任については、前号の[ニュースレター](#)をご参照ください。

5. 栄養表示

上記「4. 食品表示」で簡単に説明したように、特定の食品ラベルでは、栄養に関する情報の表示も必要とされます。

(1) 加工食品に関する栄養価情報

BPOM 規則 20 号に基づき、加工食品は、栄養強調表示及び健康強調表示を含むことができます。ただし、一般的には、栄養成分又は非栄養成分に関する情報は、「栄養価情報」(Informasi Nilai Gizi 又は「ING」)として所定の書式でラベルに記載しなければならず、BPOM 規則 26 号で規制されています。ING は、1 サービングあたりの情報について、表形式で、次の事項を記載する必要があります。

- a. 1 サービングの量
- b. 1 梱包あたりのサービング数
- c. 栄養成分の種類及び量
栄養成分の種類には、総エネルギー、総脂肪、飽和脂肪、タンパク質、総炭水化物、糖及び塩(ナトリウム)が含まれます。
- d. 非毒性物質の種類及び量
- e. インドネシア共同体(AKG として知られる *Angka Kecukupan Zi yang Dianjurkan untuk Masyarakat Indonesia*)の推奨栄養適正割合
- f. 脚注(該当する場合)

6. 健康強調表示及び栄養強調表示

政令 69 号に基づき、ビタミン、ミネラル及びその他の種類の栄養補助食品を含有する商品は、当該食品のラベルにそのような栄養補助食品が含まれている旨を記載しなければなりません。栄養成分及び健康強調表示は、加工食品のラベル及び広告に関する強調表示の監視に関する 2022 年 BPOM 長官規則第 1 号(「**2022 年 BPOM 規則 1 号**」)により規制されます。

2022 年 BPOM 規則 1 号は、「栄養素/非栄養素強調表示」について、食品が、とりわけ、エネルギー価及びタンパク質、脂肪及び炭水化物含有量、並びにビタミン及びミネラル含有量を含む一定の栄養素/非栄養素に関する特性を有することを記載、特定又は暗示する全ての形式の記述である、と定義しています。栄養素/非栄養素強調表示には、次の事項が含まれます。

- a. 栄養素/非栄養素の強調表示
- b. 栄養素/非栄養素に関する比較の強調表示
- c. 糖無添加の強調表示
- d. 塩無添加の強調表示
- e. ラクトースの強調表示
- f. グルテンの強調表示

各表示の要件の詳細は、2022年 BPOM 規則 1 号の添付書類に記載されています。

一方、「健康強調表示」は、食品又は食品を構成する材料と健康との間に関連性があることを記載、示唆又は暗示する全ての形式の記述であると定義されています。健康強調表示には、少なくともその情報源を記載しなければならない栄養素/非栄養素に関する機能性強調表示、BPOM 長官から承認を得た後に初めて記載することができる疾患リスク低減効能強調表示、及び臨床試験で証明される血糖強調表示が含まれます。

(1) 食品ラベルにおける信用の強調表示(例えば、有機、自然、生鮮)

食品ラベルにおいては、「有機」「自然」「生鮮」等の信用の強調表示は、消費者に対して具体的な事項の保証を与えるものであるため、特に重要とされます。以下では、これらの表示をインドネシアで用いる場合の規制及び要件について説明します。

(2) 有機に関する強調表示

有機食品は、有機加工食品の監視に関する BPOM 長官規則 2017 年第 1 号(「**2017 年 BPOM 規則 1 号**」)に基づいて規制されています。2017 年 BPOM 規則 1 号に規定されている有機加工食品の要件を満たしている加工食品のみが、「有機」と表記することができ、ラベル及び広告に有機ロゴを使用することができます。「有機」の文言は、食品の名称の後に記載するものとします。

2017 年 BPOM 規則 1 号に定められた有機加工食品中の有機食品の最低含有量は、水分及び塩分を除いた総重量又は総容量の 95%であり、非有機食品の最大含有量は、水分及び塩分を除いた総重量又は総容量の 5%とされています。ここでいう「水分及び塩分」は、食品加工中に添加される水分及び塩分であり、塩化ナトリウム又は塩化カルシウムの形態でもよいとされています。

有機加工食品及び有機加工食品の製造に使用される原材料は、照射処理を受けること及び/又は遺伝子組み換え製品から得ることが禁止されています。しかし、2017 年 BPOM 規則 1 号の添付書類によれば、許可された食品添加物又は賦形剤を有機加工食品に添加することが認められています。

さらに、インドネシア国内において流通させるために生産又は輸入される有機加工食品は、有機認証機関が発行する有機証明書により証明されなければなりません。

(3) 生鮮に関する強調表示

政令 69 号には、半完成材料又は完成材料で作られた食品のラベルにその食品が「生鮮」な材料で作られているという情報又は記述を含むことを禁止する旨が規定されています。同様に、BPOM 規則 20 号は、中間加工食品又はその他の加工食品のラベルについて、ラベルの文言に「生鮮」を含めることを禁止しています。

7. 新規食品の表示

従前の[ニュースレター](#)で簡単に説明したように、インドネシアでは、BPOM の承認を受けていない食品成分について、一般に「新規食品」(*produk baru*)と呼ばれますが、新規食品に関する具体的な規制や法令上の定義はありません。「新規食品」という語句の使用を申請する者は、インドネシアにおける食品の流通及び

販売の管轄当局であり、新規食品についても承認等の権限を有すると考えられる BPOM に相談することが推奨されます。

8. GMP の表示

GMP の要件等の詳細については、上記「2. ゲノム編集と遺伝子組み換え」をご参照ください。インドネシアでのリリース又は流通の承認後、GMP の表示は、政令 69 号に基づく要件に従うものとされています。

政令 69 号は、「遺伝子操作食品」(*Pangan Rekayasa Genertika*)の文言を遺伝子工学に起因する食品、すなわち GMP の表示に含めることを要求しています。遺伝子工学に起因する食品又は原材料が特定の食品に使用されている場合、表示にはそのような(食品ではなく原材料自体に関する)情報を含める必要があります。このような文言を含めることに加えて、表示には、遺伝子工学の結果として生じる食品用の特別なロゴを含めることもできます。

9. 食品広告

食品は、人の健康や環境に直接影響を及ぼす特別な製品・商品の一つとして扱われるため、食品広告には、インドネシアの食品以外の製品・商品に関する広告よりも厳しい要件が課されます。

政令 69 号に関連する法律第 18 号に基づいて、全ての食品広告には、写真及び/又は音声による陳述及び/又はその他の形式の双方で、食品に関する正確でかつ誤解を招かない情報又は説明を含めなければならないとされ、またいかなる者も、食品広告に不正確又は誤解を招く情報や陳述を含めてはならないとされています。

上記の他、法律第 18 号及び政令 69 号には、次のとおり、食品広告に関するいくつかの規制が含まれています。

- a. 全ての食品広告は、品位及び公の秩序の規範に反してはならない。
- b. 広告において、取引用の食品が、要件に従ってハラールである旨を陳述する者は、その真実性について責任を負わなければならない。
- c. 食品の取引のための広告において表示を行う者は、当該表示の真実性について責任を負う義務を負うこと。
- d. インドネシア国内で食品を生産及び/又は取引のためにインドネシア国内に食品を輸入する者は、広告に虚偽の陳述及び/又は誤解を招く情報を含めてはならない。
- e. 関係当事者が当該広告の内容の真実性を調査するために必要な措置を既に講じていない限り、広告の頒布に使用される出版社、印刷業者、ラジオ若しくはテレビ放送のライセンサー、代理人又はメディアは、不実の広告の内容について責任を分担しなければならない。

- f. 監視の利益のために、広告を頒布するために使用される出版社、印刷業者、ラジオ若しくはテレビ放送のライセンサー、代理人及び/又はメディアは、広告主の身元、名称及び住所を秘密に保持してはならない。
- g. 他の食品の信用を失墜させる形式での広告はしてはならない。
- h. 対象の食品が5歳未満の児童を対象としていない限り、いかなる形態においても、5歳未満の児童を広告に掲載してはならない。
- i. 児童の成長及び/又は発達を危うくし、及び/又は妨害するおそれのあるグルタンミン酸ナトリウム、砂糖、脂肪、炭水化物等の成分を含有する一定の食品の広告は、特に児童のために意図されたメディアを通じて出版することを禁止される。
- j. 1歳までの乳児用食品の広告は、保健大臣の承認を確保した上で保健用の特別印刷媒体において行う場合を除き、マスメディアに掲載することを禁止される。当該広告には母乳に代わるものではない旨の情報を掲載しなければならない。
- k. マスメディアの広告に掲載される食品の健康上の利益に関するいかなる形式の陳述にも、社会に容易に理解されるように当該広告に関する陳述を裏付ける情報を添付しなければならない。
- l. ある食品が特別な食事をしている人用に作られている旨のマスメディアにおける広告には、その陳述を裏付ける要素を含めなければならない。
- m. 当該食品が優れたエネルギー源であり、かつ、速やかに強さを生み出す旨の情報又は陳述を掲載してはならない。
- n. 乳児及び/又は5歳未満の児童のための食品の広告には、その想定される摂取方法に関する情報を含めるものとする。
- o. 子どもの成長及び/又は健康を害するおそれのある材料を含有する加工食品の広告には、当該食品が子どもの成長及び健康に及ぼす悪影響に関する警告を含めなければならない。
- p. 当該食品が医薬品として機能する旨の記載又は情報の広告を禁止する。
- q. 天然原料を使用せず、又はその一部を使用して製造された食品についての広告は、当該食品が天然原料のみで構成されている旨の陳述又は情報を含めてはならない。
- r. 半製品又は完成品を原材料とする食品の広告には、当該食品が生鮮食材で製造された旨の陳述又は情報を含めてはならない。
- s. 食品がビタミン、ミネラルその他の栄養補助食品により既に強化されている旨の陳述又は情報を含んだ広告は、当該食品の加工に際し、適正に強化が行われている限り、禁止されない。

政令69号はさらに、上記の規定に違反した者は、下記を含む行政処分の対象となると規定しています。

- a. 書面による警告
- b. 一定期間の食品の流通禁止、及び/若しくは流通からの食品回収命令

- c. 食品が健康や人命に危険を及ぼすことが証明された場合の食品の破棄
- d. 一定期間の生産停止
- e. 最高 50,000,000.00 ルピア(5000 万ルピア)の過料の賦課
- f. 製造許可又は営業許可の取消し

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com